



水質汚濁に係る環境基準等の見直し

平成21年9月15日に開催された中央環境審議会水環境部会において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて」に関して、第2次報告が取りまとめられ、同日、中央環境審議会から環境大臣に対し、答申がなされました。

本答申については、平成16年2月26日に第1次答申が取りまとめられて以降、平成20年9月30日より環境基準健康項目専門委員会を再開し、WHOにおける飲料水水質ガイドラインの改定及び水道水質基準の改定を踏まえ、検討を行ってきたものになります。

答申の概要については、以下の通りです。

- 公共用水域においては、新たに人の健康の保護に関する水質環境基準項目として「1,4-ジオキサン」を追加する。
- 地下水においては、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として「塩化ビニルモノマー」「1,4-ジオキサン」を追加し、加えて現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」にかえて「1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)」を追加する。
- 「1,1-ジクロロエチレン」については、水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/lから0.1mg/lとする。
- 今後、農薬に関する項目等について環境基準の見直し等を行うため、引き続き検討を続ける。

環境省では、本答申を踏まえた上で所要の措置を講じることとしています。

なお、当社では環境水中の「1,4-ジオキサン」「塩化ビニルモノマー」の分析について、多くの実績があります。ご不明の点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009年9月15日付 環境省 報道発表資料

クロマト分析箇所 赤城周作

電池指令に基づく製造者の登録を規定

欧州委員会(EC)は8月8日、電池指令に基づき、電池・蓄電池製造者の登録に関する要求事項を定めた委員会決定を公布しました。

委員会決定では、電池・蓄電池の製造者が欧州連合(EU)域内で初めて上市する国で一度登録すると、登録番号が与えられるとしています。登録申請に必要な情報は同決定の附属書に規定されており、具体的には①加盟国において操業する場合の生産者、ブランドの名称、②生産者住所(郵便番号、国名、詳細住所、URL、電話番号、担当者、FAX番号、e-mailアドレス等)、③生産者により上市された電池、蓄電池のタイプ;携帯用、産業用、自動車用の別、④生産者の責任適合情報;個人によるかまたは収集スキームによるか、⑤登録の申請日付、⑥生産者の欧州納税番号または国家納税番号を含む生産者の国家識別コード、⑦提供された情報が真実である旨の宣言、の7項目です。

当社では、RoHS指令規制物質6項目の分析をはじめとした各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2009年8月5日付 EU官報

2009年9月4日付 J-Net21

水質分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 浄化槽の普及状況について(平成20年度末) 環境省
2. 下水道普及率72.7%に(平成20年度末) 国土交通省
3. 全国の汚水処理人口普及率84.8%に(平成20年度末)
4. 鉛規制の強化を発表 (EPA)
5. 15種類の新しい高懸念物質(SVHC)候補を公表
6. 化審法改正に関する意見を募集 環境省
7. 東京湾水質一斉調査結果(速報)について 環境省



今すぐ、結果が知りたい!と思った事ありませんか? 業界初新サービス、しかも無料!

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。